

平成29年第1回五戸町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成29年1月12日（金）午前9時30分から11時00分
2. 開催場所 五戸町役場 3階 第1・2委員会室
3. 出席委員 （22人）

| | |
|---------------|-----------------|
| 会長 三浦 房雄 君 | 会長職務代理者 川崎 良巳 君 |
| 3番 中川原 隆雄 君 | 4番 佐々木 克文 君 |
| 5番 時田 宏 君 | 6番 上山 和男 君 |
| 7番 久保 隆藏 君 | 8番 鈴木 勝利 君 |
| 10番 中里 光朋 君 | 11番 岩井 壽美雄 君 |
| 12番 鳥谷部 孝雄 君 | 13番 三浦 亮一 君 |
| 14番 豊川 敏雄 君 | 15番 柏田 雅俊 君 |
| 16番 佐々木 一榮 君 | 17番 大沢 トモ子 君 |
| 18番 北村 勉 君 | 19番 沢田 良一 君 |
| 20番 浦屋敷 節男 君 | 21番 鈴木 幸雄 君 |
| 22番 鳥谷部 甚一郎 君 | 23番 森田 英里子 君 |
4. 欠席委員 （1人）

| |
|-------------|
| 9番 中川原 一義 君 |
|-------------|
5. 議事日程
 - 第1 議事録署名委員の指名
 - 第2 業務報告
 - 第3 報告第1号 農地移動適正化あっせん委員の指名報告について
報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
 - 第4 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について
議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について
議案第4号 五戸農業振興地域整備計画の変更に関する意見について
議案第5号 荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断について
議案第6号 贈与税の納税猶予に関する証明（農業経営）について
議案第7号 不動産取得税の徴収猶予に関する証明（農業経営）について

議案第 8 号 平成 2 8 年農作業料金・農業労賃に関する調査について

6. 農業委員会事務局職員

| | |
|-------------|-----------|
| 事務局長 | 齊 藤 武 美 君 |
| 次長・総務班長事務取扱 | 赤 坂 真 弓 君 |
| 主 幹 | 黒 沢 満 尋 君 |
| 主 幹 | 早 狩 千 春 君 |

7. 会議の概要

事務局（齊藤） ただ今から平成 2 9 年第 1 回総会を開会いたします。

はじめに、会長より御挨拶をお願いいたします。

会 長（三浦房） 本日は、大変お忙しいところ御参集下さいまして厚くお礼申し上げます。本日の総会の議事日程はお手元に配布してありますとおり、報告第 1 号から報告第 2 号まで 2 件及び議案第 1 号から議案第 8 号まで 8 件です。

よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

事務局（齊藤） 本日は、 9 番 中川原 一 義 委員

から欠席の旨通告がありましたので、ご報告いたします。

出席委員は 2 3 名中 2 2 名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

それでは、五戸町農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることになっておりますので、以降の議事の進行をお願いいたします。

議 長（三浦房） これより議事に入ります。日程第 1 の議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。

五戸町農業委員会会議規則第 1 7 条第 1 項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに御異議ありませんか。

（異議なし）

議 長（三浦房） それでは、 8 番 鈴 木 勝 利 委員

1 6 番 佐々木 一 榮 委員

をお願いいたします。

なお、本日の会議書記には事務局職員の赤坂真弓次長・総務班長事

務取扱と早狩千春主幹を指名いたします。

議 長（三浦房） それでは、日程第2業務報告について、事務局より業務報告の朗読と説明をお願いいたします。

事務局（赤坂） 〔業務報告の朗読及び説明〕

議 長（三浦房） それでは、上山委員よりお願いいたします。

上山和男委員 〔「あおり米」活性化推進大会の報告〕

議 長（三浦房） ただ今の報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

（発言なし）

議 長（三浦房） よろしいですか。以上で日程第2の業務報告を終わります。

議 長（三浦房） それでは、日程第3報告第1号「農地移動適正化あっせん委員の指名報告について」を事務局より説明をお願いします。

事務局（黒沢） ご説明いたします。議案書の1ページ報告第1号をご覧ください。

「農地移動適正化あっせん委員の指名報告について」は、五戸町農地移動適正化あっせん基準8の（1）規定に基づき、別紙のとおりあっせんの申出があったので、同基準8の（7）及び同基準細則7の規定によりあっせん委員2名を指名してあっせんに付しましたのでご報告いたします。

あっせんに係る農地の所在は、大字切谷内字北田ノ沢●●、面積は3,590平方メートル、同じく字北田ノ沢●●、面積は4,235平方メートル、同じく字北田ノ沢●●、面積は5,157平方メートル、大字切谷内字長屋●●、面積は2,607平方メートル合計で15,589平方メートル、地目はすべて畑となっております。

1月5日にあっせんは成立しております。参考までに売買価格は

4筆合計で●●●円です、10アール当り約●●●円となります。
以上です。

議長（三浦房） ただ今の報告第1号について、発言のある方は挙手をお願いします。

（質問・意見なし）

議長（三浦房） よろしいですか。
特に発言が無いようですので、以上で報告第1号を終わります。

議長（三浦房） 次に、日程第3の報告第2号「農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について」を報告します。
事務局より報告事項の朗読と説明をお願いします。

事務局（早狩） 議案書の2ページ報告第2号をご覧ください。報告第2号は1件でございます。内容については記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりますので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。

農地の方は、字上根前●●番地、田、面積は4,401平方メートル、この農地は3条の4番の方で売買で動くことになったので、合意解約となったものです。以上です。

議長（三浦房） ただ今の報告第2号について、発言のある方は挙手をお願いします。

（質問・意見なし）

議長（三浦房） よろしいですか。
特に発言がないようですので、以上で報告第2号を終わります。

議長（三浦房） ここで農地調査会、今月担当調査委員の9番中川原一義調査委員は欠席しておりますので、以後の審議は22番鳥谷部甚一郎調査委員をお願いいたします。

調査委員席に着席してください。

議長（三浦房） それでは、日程第4の議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題に供します。
事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局（早狩） それでは、議案書の3ページ議案第1号と参考資料の5ページをご覧ください。

今月の農地法第3条許可申請は1議案6件です。1番から5番までは売買による所有権移転に関する件、6番は贈与による所有権移転に関する件であります。

1番から6番までは、別添調査書にありますとおり、農地法第3条第2項各号には該当しない為、許可要件のすべてを満たすと考えます。

ともに、経営規模拡大、農業経営の安定を図るものであり、機械、労働力、技術、地域との関係などを見ても問題なく、農業委員会が定める別段の面積も超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

参考までに売買価格をお知らせします。1番は●●●円、10アール当り約●●●円、2番の売買価格は●●●円、10アール当り●●●円、3番の売買価格は●●●円、10アール当り●●●円、4番の売買価格は●●●円、10アール当り約●●●円、5番の売買価格は●●●円、10アール当り●●●円となっております。以上です。

議長（三浦房） ただ今の説明に関連して、担当調査委員を代表して鳥谷部甚一郎調査委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

鳥谷部甚一郎調査委員 農地法第3条の許可申請にかかる現地調査の結果を報告いたします。

総会提出議案書の3ページ議案第1号と参考資料の5ページをご覧ください。

1月5日に、会長と中川原一義調査委員及び事務局職員2名と現地調査を行いました。

1番の農地は、譲渡人から譲受人は家を建てた時にこの畑を借り

ていて、今後も畑として利用するため買い受けするものであります。現在はブルーベリー・キウイを植えています。

2番の農地は、譲渡人の祖母と譲受人の祖父は兄弟であり、譲渡人は会社員で耕作する事が困難であるため、いとこの譲受人に売買するものであります。また、譲受人もこの農地を買い受けて、小豆を植える計画であります。

3番の農地は、2番の譲受人の分家にあたり、同じく譲渡人とは親戚で、自宅から100メートルの場所でもあり、耕作しやすいため買い受けするものであります。また、小豆を作付するそうです。

さらに、譲渡人も耕作出来ないことから、譲受人に売買するものでございます。

4番の農地は、譲渡人は譲受人に何十年も前から貸借していて、譲渡人は将来のことを考えて譲受人に売りたいと言うことで相談したところ、譲受人は買受しても良いと言うことで、売買となりました。また、譲受人はこの田んぼを買受け規模拡大をして行くそうです。

5番の農地は、譲渡人と譲受人は同じ集落であり、譲渡人はこの田んぼを何年もそらしており、売りたいと言う考えで、譲受人と相談したら、譲受人も自分の畑のそばでもあり、買受けることで売買となりました。また、譲受人もこの田んぼを買受け規模拡大を図って行くそうです。

6番の農地は、譲渡人と譲受人は親子であり、譲受人は青年就農給付金を受けており、この農地を親から贈与し、今後、規模拡大を図りながら農業経営をして行くそうです。

以上で調査の結果の説明を終わります。

議長（三浦房） ありがとうございます。これより質疑に入ります。 質疑
ございませんか。

20番（浦屋敷節） 5番の●●さんの所の売買ですけれども、売買に問題は無いと思いますが、前回の時に持っている畑のかなりの部分を中間管理機構へ使用貸借で無償で出している訳です。その時も私、質問していますけれども、結局、経営は法人に貸していて、かなりの規模を無くして、農家の分は残していたから、売買で買って、その辺の整合性を取り、悪い訳ではないけれども、法律にのっとって使用貸借でやって経費がかからない。自分も所属する法人で借りますよ、費用は無償ですと。中間管理機構なりすべて新しいものやっ

るんですが、分からないから聞くのですけれども、ここでは規模拡大を図るためと言うことで、別添調査書のとおり、何も問題無いと審査していますけれども、一回前の時は、中間管理機構へ持っている部分の全部ではないけれども、ある程度貸しますよということは、規模拡大ではなく、規模を縮小して貸しているわけです。部門で、畑は縮小するけれども、田んぼは自分でやるということなのか、その辺はどうなっているのですか。説明願います。私たちがただ振り回されているのかなというような感覚です。事業を利用すれば集約金なり、協力金なりを貰える可能性がありますよね。その辺のうまい利用方法を、前回の時も、そうでない方々が、法人●●●●の件で中間管理機構に貸す貸さないとか、様々出ているのと、経費がかからない部門で有るということで、やはり公平性なり、さまざまを担保するのが我々であれば、どうかなと思って聞いていました。

議長（三浦房） 分かるように質問してください。私たちも何を聞いているのか分からなくなりますので。

20番（浦屋敷節） 前回、持っている畑を中間管理機構に貸しますということで出ているわけですよ。

議長（三浦房） 面積を減らしているのに、その人が…。

20番（浦屋敷節） 今回は規模拡大ですということで出ているわけで、その辺の整合性はどうなっているのですか。

事務局（早狩） なぜ、●●農園で売買しないで、●●さん個人で売買したのかは、詳しく聞いていませんでした。

20番（浦屋敷節） 前回、本人名義の土地を中間管理機構に使用貸借で出しているわけですよ。悪い事ではなく、法律に則って売買であれ何であれ申請が上がっているのだと思います。この前のときもそのとおり質問しても、会長答弁の中でもあるとおおり、今、状況がそのように、法律の改正でそのようになって来ましたと。それはどこで説明がつくんですかと聞いたら、色々説明があるんですけれども。だから、その辺の整合性ですね。

議長（三浦房） 聞きたいことは、●●さんが農地を法人にやったから減っていると言うことでしょ。

20番（浦屋敷節） 法人というよりも、中間管理機構を通してやっていることで、また、減らしているのに規模拡大と言うことです。

3番（中川原隆） ただ、法人になったから、おそらく同じ人が何人の会社か分からないが、会社組織をしていることから同じ世帯と思いますが、ただ、名義上会社法人にただけであって、個人的には家族経営で、会社といえども、やっているからおそらくこのような受付したのではないのですか。

事務局（早狩） 個人でもやるということで、たぶん申請を上げて来たので、家族経営でやるので、農地を買い受けたと言うので上げて来たと思います。

3番（中川原隆） ただ、一年以内に売買したり交換したり、それ以外は、本来は規模拡大にならないわけ。一年以内と言うのも煩雑なんだけれども、事案によって緊急に売らなければならない時とか、さまざまな理由があると思いますが、その理由によって、ただ、普通の場合、規模拡大と言うことであれば、売ったりすることはありえない、本来は若干判例を見れば、一作収穫してからと言う判例があると思いますが。

議長（三浦房） 基本的には、今、指摘されたとおりです。中川原委員から補足説明があったとおりです。

3番（中川原隆） 少し吟味してから出してほしい。

20番（浦屋敷節） その辺を申請受けるときに調査してほしい。

議長（三浦房） 今、指摘されたとおり一作と言うことです。

事務局（齊藤局長） 今、中川原隆雄委員からも補足説明がありましたけれども、事務局としても、一作はやって貰ってどう出るかは分かりませんが、指導して行きます。

議 長（三浦房） この件については、保留しますか。

事務局（齊藤局長） 先ほどのことばで規模拡大と言っていましたけれども、個人でいけば規模拡大ではないので、削除いたします。

議 長（三浦房） これについて、●●さんに話ししてください。

12番（鳥谷部孝） 議長、ここで暫時休憩したらどうでしょうか、また、個人が買うか、法人が買うのか、その辺も聴き取りのとき確認すれば良いと思います。

議 長（三浦房） 暫時休憩はしませんが。この件について、議案第1号の5番を保留といたします。

議 長（三浦房） それでは、採決いたします。議案第1号の5番を保留にして、その他は賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議 長（三浦房） ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第1号の5番を保留にして、あとの議案は原案のとおり決定いたしました。

議 長（三浦房） 次に、日程第4の議案第2号「農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について」を議題に供します。
事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局（黒沢） それでは、議案書の5ページ議案第2号と参考資料の19ページをご覧ください。

今月の農地法第5条許可申請は1議案1件です。

所在は、大字切谷内字粒ヶ谷地下谷地●●、地目は田、面積は397平方メートル、転用目的は、分家住宅となっております。農地区分は農振除外申請中であり、転用基準は第1種農地不許可の例外の集落接続と判断いたします。

議長（三浦房） ただ今の事務局の説明に関連して、鳥谷部甚一郎調査委員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

鳥谷部甚一郎調査委員 それでは、農地法第5条の許可申請にかかる現地調査の結果を報告いたします。

総会提出議案書の5ページ議案第9号と参考資料の19ページをご覧ください。

1月5日に、三浦会長、中川原一義調査委員及び事務局職員2名と現地調査を行いました。

1番の申請は、現在両親と同居していますが、結婚し子供が生まれたため、当該地を母から借受け、独立し自己住宅を建築したため、なお、農業生産及び公衆衛生に支障の無いよう処置し、さらに、家庭排水は合併浄化槽及び浸透枳により処理します。

北側は自宅、東側は畑（ビニールハウス）、南側は町道、西側は道水路を挟んで住宅であります。周辺住宅や農地に影響が無いことを確認しております。

以上で調査の結果の説明を終わります。

議長（三浦房） ありがとうございます。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

3番（中川原隆） ちょっと質問したいんですが、今の事務局の説明であれば、農業振興整備計画の農振除外申請中で間違いありませんか。

事務局（黒沢） 間違いありません。

3番（中川原隆） 間違いありません、そうすれば、まだ変更の決定が来ていない訳ですね。

事務局（黒沢） 申請中であります。

3番（中川原隆） そうすれば、申請中。本来であれば除外の決定をしてから5条の申請。これは前にも現地確認していますが、おそらく私は決定にはなるかと思いますが、あくまで県の段階でございますから、決定が来てから、申請をあげるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

事務局（齊藤） 今の中川原委員の意見ですけれども、これは、そのとおりであります。本来であれば、県から通知が来てから申請するのが普通であります。

議 長（三浦房） ここで「暫時休憩」をいたします。

〔休憩〕

議 長（三浦房） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議 長（三浦房） 議案第2号については、保留といたします。

議 長（三浦房） よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第2号については保留とする事に賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議 長（三浦房） 全員賛成ですので、議案第2号は保留といたします。

議 長（三浦房） 次に日程第4の議案第3号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による「五戸町農用地利用集積計画の承認について」を議題に供します。

ここで、議案第3号の11-5番につきましては、私に関する事案が含まれておりますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により議事参与の制限に基づき、審議開始から終了まで退席いたします。この審議の議事進行については、職務代理者の川崎良巳委員をお願いします。

（三浦会長退席・議長交代）

議 長（川崎良） 暫時の間、議事進行を務めさせていただきます。不慣れではありますが、会長同様よろしく願いいたします。

議 長（川崎職代） 議案第3号の11-5番について、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局（黒沢） それでは、議案書の12ページ議案第3号の11-5番をご覧ください。

11-5番の所在は大字豊間内字高寺前●●、地目は田、面積は3,728平方メートル、5年間の使用貸借となっております。

議 長（川崎職代） 説明が終わりました。議案第3号の11-5番について、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

12番（鳥谷部孝） 今、会長さんのが出ていますが、新規と有りますが、今まで個人的な貸し借りは無いところですか。新たに社団法人に貸したのが新規ですか。

事務局（黒沢） 新たに、中間管理機構を通して申請するのが新規となります。

12番（鳥谷部孝） 今まで、どういうふうになっているのですか。個人的でやってきているのか、それとも、機構に貸すから新規なのか。

事務局（黒沢） 今までは、貸し借りはやってきていましたけれども、中間管理機構を使用するということで新規となりました。

12番（鳥谷部孝） 農業委員会からの指導を受けて、このようになったのですか。今までも貸借していたのを、今、機構にあっせんしてやらせたのですか。

事務局（黒沢） 今月の中間管理機構の件については、農業委員会の方では進めた訳ではありませんでした。

12番（鳥谷部孝） 委員会では進めていないで、個人的にやったのですか。

事務局（黒沢） 今まで、個人的に貸しているのが、更新が切れるということですよ。

12番（鳥谷部孝） 黒沢さん、これははっきりと、農業委員会であっせんし

たのか、農林課の方で機構を通して申請を上げたのかと言うことを聞いているのです。なお、だれが借りても良いが、農業委員会であっせんして申請したのであれば良いことだなど思っているのです。褒めるところでした。ここを教えてほしいと言う事です。

事務局（黒沢） 農林課の方で進めて、機構を使用したいと言う事です。

3番（中川原隆） 今まで、中間管理機構で貸借したのが、このような名目になったと言う事ですか、あの公益社団法人へ。

事務局（齊藤） 今の中川原委員の名目のことですよね、これは機構のことを指しております。肩書きは公益社団法人で、これには書いていませんが、機構のことです。また、口でも機構と言っていますが、同じところです。今、黒沢主幹も言いましたが前に貸しています。言葉で言いますけれども、●●●●さんに貸しておりました。先ほど手を挙げようとしていましたけれども、これは自分達たちが機構を通してやりたいと言う事です。本来であれば農業委員会でも指導しなかったのですが、自分たちで申請すると言う事で新規となります。

3番（中川原隆） 勉強不足でなんですけど、中間管理機構で相対で3条で申請するのと、おそらく、中間管理機構の使用貸借でなく、貸貸借であればまとめて、管理機構の方でお支払いするというメリットがありますが、今は使用貸借についても何かのメリットがあって、公社の使用と言う事で説明いただけませんか。

16番（佐々木一） 私より、前に使用貸借で借り、12月で合意解約し、そこで中間管理機構を使ったらどうでしょうかと言う事で、中間管理機構を使うことでした。

3番（中川原隆） ●●さんの方にはメリットが出てくると言う事かな、また、公社から、また、借りると言う事かな。

16番（佐々木一） 少しはメリットあるかと思えます。

3番（中川原隆） 初めから、そのように言って貰えば良かったのです。

12番（鳥谷部孝） 今まで、個人的に借りていて、機構が入って、また、個人に貸すことになりますよね。簡単に考えて質問したのであります。これをもっと勉強しなければなりませんね。

4番（佐々木克） これに関連したことで、農業委員会に来るより、直接農林課の方へ行った方が良いので、また、●●さんが貸借していることを黒沢さんに聞いているのです。

議長（川崎職代） 後、ございませんか。

12番（鳥谷部孝） ここに管理機構の関係がありますけれども、米の貸借に様々ありますけれども、支援センターの方で調整を取ってやるのですか。米何俵と言うのは、また、そのまま引き継いで行うのではないのですか。

事務局（黒沢） 賃借料のことですか。これは、契約するときにお互いに貸す人、借りる人の話し合いで決めています。

議長（川崎職代） 後ありませんか。

（なしの声）

議長（川崎職代） よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第3号の11-5番について、原案のとおり決定する事に賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（川崎職代） 全員賛成ですので、議案第3号の11-5番は、原案のとおり決定いたしました。

ここで、議案第3号の11-5番の議案の審議が終わりましたので、三浦房雄会長の入室・着席をお願いします。

議長（川崎職代） 三浦会長が戻りましたので、議長の交代をいたします。ご協力ありがとうございました。

(三浦房雄会長入室・議長席に着く)

議長(三浦房) 引き続き、事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局(黒沢) 議案書の6ページ議案第3号をご覧ください。

五戸町長より五農林第481号平成28年12月26日付けで、農用地利用集積計画の決定を求められています。1議案31件です。面積は、151,036平方メートルです。

なお、31件の内、更新は18件で面積は76,620平方メートル、新規については、12件、面積は59,127平方メートルとなり、所有権移転はあっせんの成立により、4筆で15,589平方メートルとなります。中間管理事業を活用しての貸借については12件、55,592平方メートルとなっております。

以上の計画要請の内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議長(三浦房) 説明が終わりました。

議案第3号これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

20番(浦屋敷節) 1番の利用権設定を受ける方の名義は亡くなっている方ですが、前の時はあって、亡くなっているから設定されないと思いますが。また、息子さんが居て、継続すると息子さんの名義で申請すれば新規となりますよね、これは再設定で取り替える訳にはならないと思いますが。先ほど、中川原委員の方から出ているとおりで、すこし緊張感を持っていただかないかと思っています。

議長(三浦房) 1番については、事情がありまして取下げいたします。

それでは、採決いたします。議案第3号の1番を取り下げて、後は賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長(三浦房) 全員賛成ですので、議案第3号は1番を除き原案のとおり決定いたしました。

議長（三浦房） 次に、日程第4の議案第4号「五戸農業振興地域整備計画の変更に関する意見について」を議題に供します。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局（赤坂） 議案書の16ページ議案第4号と参考資料の30ページをご覧ください。

五戸農業振興地域整備計画の変更について、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定により意見を求めるものでございます。

1番ですけれども、大字切谷内字新山尻●●他3筆で12,655平方メートル、牛舎用に変更するため、用途変更するための申請です。

2番ですけれども、大字倉石中市字長坂●●他2筆で、2,922平方メートル、作業小屋、冷蔵庫、ビニールハウス用地として、用途変更するための申請でございます。

3番ですけれども、大字倉石中市字栗ノ木●●他3筆で、2,413平方メートル、資材及び材料置場用地として用途変更で農振区域からの除外申請となっております。

4番ですけれども、大字倉石又重字沢向●●、5,624平方メートル、山林にするため、農振区域からの除外となっております。

5番ですけれども、大字倉石中市字清三久保●●、9,716平方メートル、山林にするため、農振区域からの除外の申請となっております。

6番ですけれども、大字切谷内字佐野谷地●●、8,644平方メートル、駐車場用地にするため農振区域からの除外申請となっております。

7番ですけれども、大字倉石石沢字山辺沢●●、19,483平方メートル、原野にするため農振区域からの除外申請となっております。

8番ですけれども、大字倉石石沢字山辺沢●●、21,496平方メートル、原野にするための農振区域からの除外申請となっております。以上です。

議長（三浦房） ただ今の説明に関連して、担当調査委員を代表して、鳥谷部甚一郎調査委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

す。

鳥谷部甚一郎調査委員 五戸町農業振興地域整備計画の変更に係る現地調査の結果を報告いたします。

総会提出議案書の16ページ議案第4号と参考資料の30ページをご覧ください。

1月5日に、三浦会長と中川原一義調査委員及び事務局職員2名と現地調査を行いました。

1番の農地は、申請地周辺は、町道が完備され、国道4号線へのアクセスも良く、定期的な飼料の運搬や販売牛の運搬には便利が良く、また、周囲は山林、原野及び耕作地に囲まれ閑静なことから、牛の肥育には最適な土地であるためです。

北・東側は畑、南側は山林、西側は原野及び畑であります。周辺農地に影響が無い事を確認しています。

2番の農地は、自宅から約200メートルの近さであり、申請地の内の1筆、字長坂●●には父が農作業小屋を所有しており、その隣接地に冷蔵庫やビニールハウスを建てることにより作業効率を上げるためです。

3番の農地は、広域農道が開通したことにより、用水路経路が変わり、田んぼの作付に十分な用水が確保できなくなったため、20年程前から田んぼとして作付しておらず、今後も田んぼとして作付することが困難なためである。また、この農地を整備して農業用資材や機材等の置場として活用したい。

4番の農地は、自宅が遠方で耕作できないためと、また、周囲が山林で思うように収穫が上がらないので申請地に杉及びカラマツを植林し、山林に転用したいためであります。

5番の農地は、労働力不足と周囲が山林で日当たりが悪く思うように収穫が上がらないため、ケヤキ及びイチイを植林し、山林に転用したいためであります。

6番の農地は、駐車場が狭く、隣接する当該地が最適であるため拡張したい。

7番の農地は、労働力不足のためと周囲が山林で気象条件が悪く、思うように収穫が上がらない土地のためであります。

8番の農地は、高齢で労働力不足と周囲が山林で気象条件が悪く、思うように収穫が上がらない土地のためであります。

以上で調査の結果の説明を終わります。

事務局（赤坂） 資料の6番、7番、8番について補足説明いたします。

6番に関しては切谷内の郵便局に駐車場として整備したいという申請であります。ここは、土地改良事業で8年を経過していないため、今すぐ農振から除外が出来ない所であります。ただ、申請者は除外が出来ないと言う書類が欲しいと言うことで、申請を上げて来た所であります。7番、8番も同じく、ここは五戸台地で整備された所で農振除外や転用は出来ない所ですけれども、申請者に対しても書類的にも出来ないと言うことで上げて来たものであります。

以上で補足説明を終わります。

議長（三浦房） 説明が終わりました。

議案第4号これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（なしの声）

議長（三浦房） よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第4号について、原案のとおり決定する事に賛成の方は挙手をお願いします。

3番（中川原隆） 異議あり、今、原案のとおりと言いましたが、不許可か、許可かと思いますが。先ほど、事務局が説明したとおり、6番、7番、8番が不許可で他は許可と思いますが。

事務局（赤坂） 農業委員会の意見としては、転用が見込めるかと言うことです。6.7.8番は農振除外が出来ないことです。

議長（三浦房） 先ほどの件については撤回いたしまして、議案第4号について、1番から5番までは許可相当として、6, 7, 8番については、不許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

議長（三浦房） 全員賛成ですので、議案第4号は1番から5番までは許可相当として、6.7.8番については不許可相当といたします。

また、農地調査委員の方ご説明ありがとうございました。指定席にお戻りください。

議 長（三浦房） 次に、日程第4の議案第5号「荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断について」を議題に供します。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局（赤坂） 議案書の20ページ議案第5号と参考資料の80ページをご覧ください。1議案1件です。

荒廃農地調査に伴う、農地・非農地の判断についてでございます。

今年度のパトロールの結果、農地法の運用について、第4の（4）に定める農地に該当し、再生利用が困難と見込まれる荒廃農地について、農地法第2条第1項の農地に該当しない非農地として、決定を求めるものでございます。

1筆、4,065平方メートルとなっております。以上です。

議 長（三浦房） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（質問・意見なし）

議 長（三浦房） よろしいですか。それでは、採決いたします。

議案第5号について、原案のとおり決定する事に賛成の方は挙手をお願いします。

「全員挙手」

議 長（三浦房） 全員賛成ですので、議案第5号「非農地」と判断する事に決定いたしました。

議 長（三浦房） 次に、日程第4議案第6号「贈与税の納税猶予に関する証明（農業経営）について」を議題に供します。

議案第6号について、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局（早狩） ご説明いたします。

議案書の21ページ議案第6号をご覧ください。

議案第6号は1議案10件です。

これは、農業後継者が農業を営む人から農地等の生前一括贈与を受けて農業を継続する場合には、一定の要件の下に、贈与者又は受贈者が死亡するまで贈与税額の納税が猶予される特例であります。

また、要件として受贈者は引き続き3年以上農業に従事し、贈与を受けた農地等で農業経営を行うこと及び申告期限から3年目毎に税務署長に「継続届出書」を提出することになっております。

その届出書に添付する「引き続き農業経営を行っている等の農業委員会の証明書」で有ります。

平成28年の贈与税納税猶予継続対象者はご覧のとおりです。

受贈者と贈与者はご覧のとおりです。

以上です。

議長（三浦房） 議案第6号これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（質問・意見なし）

議長（三浦房） よろしいですか。それでは、採決いたします。

議案第6号について、原案のとおり決定する事に賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（三浦房） 全員賛成ですので、議案第6号は原案のとおり決定いたしました。

議長（三浦房） 次に日程第4議案第7号「不動産取得税の徴収猶予に関する証明（農業経営）について」を議題に供します。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局（早狩） ご説明いたします。

議案書の23ページ議案第7号をご覧ください。1議案1件です。

この不動産取得税の徴収猶予を受けるための要件は贈与税の納税猶予の特例と殆んど同じでありまして、農地等を取得した年の翌年の3月15日の翌日から起算して3年ごとに、地域県民局長に「農地等の一括贈与に係る不動産取得税の徴収猶予継続届出書」を提出することになっております。

その届出書に添付する「引き続き農業経営を行っている等の農業委員会の証明書」であります。

平成28年の不動産取得税の徴収猶予対象者はご覧のとおりです。

受贈者と贈与者はご覧のとおりです。

以上です。

議長（三浦房） 説明が終わりました。

議案第7号これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

12番（鳥谷部孝） 今、期限が切れたと言う事で、不動産も安くなっていて、新たに贈与、一括贈与ではなく、贈与するのであれば、今までの分を支払しなければならないのですか。

事務局（早狩） はい。支払いとなります。

12番（鳥谷部孝） 今までは、贈与税が安いから掛かっていないからいいです。

議長（三浦房） その他ありませんか。

（質問・意見なし）

議長（三浦房） よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第7号について、原案のとおり決定する事に賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（三浦房） 全員賛成ですので、議案第7号は原案のとおり決定いたしま

した。

議 長（三浦房） 次に、日程第4議案第8号「平成28年農作業料金・農業労賃に関する調査について」を議題に供します。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局（赤坂） ご説明いたします。

議案書の25ページ議案第8号をご覧ください。議案第8号については、平成28年農作業料金・農業労賃に関する調査票（案）について承認を求めるものでございます。

この調査は、青森県農業会議より調査依頼があったもので、農業に関する作業料金や労賃については、農協や各営農組合の資料等に基づき調査したものです。また農外の諸賃金については、町内の各事業所等から聞き取り調査したものです。

この調査結果についてご承認いただければ、調査票を作成し青森県農業会議へ報告するものでございます。

以上でございます。

議 長（三浦房） ここで暫時休憩いたします。

（ 休 憩 ）

議 長（三浦房） ただ今から休憩前に引き続き会議を開きます。議案第8号これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

8番（鈴木勝） りんごの場合、摘果作業で素人は安くする考えはございませんか。

議 長（三浦房） 素人とかプロとかという問題では無いと思いますが。

8番（鈴木勝） 標準賃金で決まっているから、これで支払って欲しいと言って来るんですよ。

議 長（三浦房） 決まっているから、このとおり支払えということでは無いのです。

8 番（鈴木勝） 私は安く支払した訳でありまして。

議 長（三浦房） それで良いと思います。

8 番（鈴木勝） この賃金表があるから、これで支払ってくださいと言うこと
です。

議 長（三浦房） この賃金表と労働賃金表は違いますよ。これは、今まで町
でやった金額の基準を県に報告するのであって、これから 3 月頃、
新郷村と協議して決めます。それは五戸広報に出します。今のは五
戸広報にも出しません。

8 番（鈴木勝） もし、このような問題がありますのでよろしく願います。
います。

議 長（三浦房） それはそれで、承りました。
その他、質疑ありませんか。

（質疑・意見なし）

議 長（三浦房） よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第 8 号について、原案のとおり決定する事に賛成の方は挙手
をお願いします。

（全員挙手）

議 長（三浦房） 全員賛成ですので、議案第 8 号は原案のとおり決定いたし
ました。

議 長（三浦房） 以上で、本日の議案の審議並びに報告事項はすべて終了い
たしました。長時間に渡りご苦労様でした。

以上を持ちまして、五戸町農業委員会第 1 回総会を閉会いたしま
す。

五戸町農業委員会会議規則第17条第1項の規定によりここに署名する。

平成29年1月12日

五戸町農業委員会総会議長 三 浦 房 雄

議事録署名委員 鈴 木 勝 利

議事録署名委員 佐々木 一 榮